

令和7年度 雇用保険料率が改定されます

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率について、次の通り改定されます。

●一般の事業

雇用保険料率 14.5/1,000 (事業主負担：9/1,000 労働者負担：5.5/1,000)

●農林水産・清酒製造の事業

雇用保険料率 16.5/1,000 (事業主負担：10/1,000 労働者負担：6.5/1,000)

●建設の事業

雇用保険料率 17.5/1,000 (事業主負担：11/1,000 労働者負担：6.5/1,000)

※詳細は [厚生労働省のホームページ](#) からご確認ください。

令和7年4月創設の雇用保険制度について

◆「出生後休業支援給付金」

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子育て休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

◆「育児時短就業給付金」

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

※支給要件や支給額等につきましては、[厚生労働省のホームページ](#) からご確認ください。